

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第17条の3」を「第17条の3」に、「～第22条の2」を「第22条の2」に、「～第28条」を「第28条」に、「～第29条の7」を「第29条の7」に、「～第32条」を「第32条」に、「～第34条の2」を「第34条の2」に、「～第42条の2」を「第42条の2」に、「～第48条」を「第48条」に改める。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条に規定する感度の種別が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第2条第2号の特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成31年総務省令第11号)の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。